

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○保安林の指定施業要件の変更 (南丹広域振興局)	343
○道路の区域変更 (山城南土木事務所)	〃
○道路の供用開始 (〃)	344

公 告	ページ
○一般競争入札の実施 (情報政策課)	〃
○統計調査員証の無効 (企画統計課)	346
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 (中小企業総合支援課)	〃

府 議 会	ページ
○京都府政務活動費の交付に関する条例に基づく会派結成届の概要	347

公 安 委 員 会	ページ
○落札者の決定	347

人 事 委 員 会	ページ
○職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	348

正 誤	ページ
○令和5年3月31日付け京都府公報号外第13号中	〃
○令和5年4月1日付け京都府公報号外第18号中	〃

告 示

京都府告示第313号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年5月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南丹市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹

種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、南丹市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年5月30日から令和5年6月13日まで縦覧に供する。

令和5年5月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 道路の種類 府道
- 路線名 八幡木津線
- 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
相楽郡精華町大字下狛小字浄楽11の2地先から	前	最小 6.2 ^m	33.0 ^m
		最大 12.0	
相楽郡精華町大字下狛小字浄楽6の6まで	後	最小 6.4	
		最大 12.7	

4 縦 覧 場 所 京都府山城南土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年5月30日から令和5年6月13日まで縦覧に供する。

令和5年5月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路 線 名 八幡木津線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
相楽郡精華町大字下狛小字浄楽11の2地先から 相楽郡精華町大字下狛小字浄楽6の6まで	令和5年5月30日

4 縦 覧 場 所 京都府山城南土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和5年5月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称及び数量
令和5年度行政事務支援システムの機器賃借等一式
 - (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 納入期限
契約日以降で京都府が指示する日
 - (4) 納入場所
仕様書に指示する場所
- 2 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総合政策環境部情報政策課
電話番号 (075) 414-4342
 - (2) 入札説明書の交付
 - ア 交付期間
令和5年5月30日（火）から令和5年6月28日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。
 - イ 入手方法
原則ホームページからダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和5年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和5年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されている者であること。
 - ア 大分類「電気・通信機器類」—小分類「パソコン・ネットワーク機器」
 - イ 大分類「情報システム開発等」—小分類「システム分析・開発」
 - ウ 大分類「情報システム開発等」—小分類「システム運用・管理」
- (3) 入札説明書において指定する提案書を提出した者であること。
- (4) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止がなされていない者であること。
- (5) パソコンの調達配備業務の実績を有する者で、京都府が発注する令和5年度行政事務支援システムの

機器賃借等を確実に履行することができると思われる者であること。

- (6) 審査基準日（確認申請書の提出期間の属する年の4月1日をいう。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有する者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び提案書（以下「確認申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

なお、上記期間以外においても確認申請書等を受け付けるものとするが、この場合には入札参加資格の確認がこの公告に係る入札に間に合わないことがある。

(2) 提出場所

2の(1)に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期限内に必着のこと。

(4) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(5) その他

ア 確認申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格確認を受けることができる。

(ア) 資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5428

(イ) 原則として、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和5年6月16日（金）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和5年7月11日（火）午前11時

イ 場所

京都府庁旧本館2階特別参与室（総合政策環境部）

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和5年7月10日（月）

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「令和5年度行政事務支援システムの機器賃借等 一式」の金額とし、入札書に記載する金額には、一切の経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札書の受領期限までに到着しない入札

オ 委任状を持参しない代理人による入札

カ 記名押印を欠く入札

キ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札をした者のした入札

ク 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

ケ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

コ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

サ その他入札に関する条件に違反した者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以

下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否
要する。

6 入札保証金
免除する。

7 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金
落札者は、契約金額のうち導入業務委託分の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

9 その他
(1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
(2) 詳細は、入札説明書による。
(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することができる。

10 Summary

- (1) The nature and quantity of the products:
Sets of leases for the Kyoto administrative affairs support system
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:
Wednesday June 28, 2023
- (3) Bid opening:
11:00 AM on Tuesday July 11, 2023
Place of meeting:
Department of Comprehensive Policy and the Environment Conference room, 2nd Floor, Former Main Building of the Kyoto Prefectural Government

- (4) Contact point for the notice:
Information Policy Division, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570
TEL: (075) 414-4342



次の京都府統計調査員証は、紛失の日以降無効とする。

令和5年5月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

調査員証の区分	発給番号	紛失年月日
労働力調査	第32号	令 5. 5. 10



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により向日市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和5年5月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ向日町店
向日市上植野町尻引1の3
- 2 届出者の名称及び住所
 - (1) 株式会社関西ケーズデンキ
水戸市城南二丁目7番5号
 - (2) 株式会社りそな銀行
大阪市中央区備後町二丁目2番1号
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和4年10月22日
- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和5年5月30日から令和5年6月30日まで



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により長岡京市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和5年5月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレッシュバザール長岡京店
長岡京市神足大張12の1の一部ほか
- 2 届出者の名称及び住所
芙蓉総合リース株式会社
東京都千代田区麹町五丁目1番地1
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和4年10月27日
- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和5年5月30日から令和5年6月30日まで

府 議 会

京都府政務活動費の交付に関する条例（平成24年京都府条例第68号）第5条第1項の規定により提出された会派結成届の概要は、次のとおりである。

令和5年5月30日

京都府議会議長 石 田 宗 久

- 1(1) 会派の名称
自由民主党京都府議会議員団
- (2) 所属議員の数
28人
- (3) 会派及び所属議員に係る政務活動費の月額
ア 会派 140,000円
イ 議員 400,000円
- 2(1) 会派の名称
国民民主党・日本維新の会京都府議会議員団
- (2) 所属議員の数
13人
- (3) 会派及び所属議員に係る政務活動費の月額
ア 会派 140,000円
イ 議員 400,000円
- 3(1) 会派の名称

- 日本共産党京都府議会議員団
- (2) 所属議員の数
9人
- (3) 会派及び所属議員に係る政務活動費の月額
ア 会派 480,000円
イ 議員 60,000円
- 4(1) 会派の名称
府民クラブ京都府議会議員団
- (2) 所属議員の数
5人
- (3) 会派及び所属議員に係る政務活動費の月額
ア 会派 140,000円
イ 議員 400,000円
- 5(1) 会派の名称
公明党京都府議会議員団
- (2) 所属議員の数
5人
- (3) 会派及び所属議員に係る政務活動費の月額
ア 会派 140,000円
イ 議員 400,000円

公 安 委 員 会

京都府警察本部告示第49号

落札者を次のとおり決定した。

令和5年5月30日

京都府警察本部長 白 井 利 明

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
路側式道路標識 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府警察本部総務部会計課
京都市上京区下長者町通新町西入敷之内町85番地3
- 3 落札者を決定した日
令和5年4月3日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社建巧社
京都市右京区太秦西蜂ヶ岡町4
- 5 購入予定数量及び契約金額

区 分	予定数量	契約金額（税込）
主標識板	1,914枚	35,954,050円
補助標識板	928枚	5,001,150円
支柱等	1,434本（組）	17,853,550円

移設等	3,350箇所（枚）	3,886,300円
塗装	3 m ²	4,950円

- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和5年2月10日

人 事 委 員 会

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月30日
京都府人事委員会
委員長 坂 田 均

京都府人事委員会規則106—817

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（京都府人事委員会規則6—3）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の項中

午後6時後翌日の午前6時前における交通捜査	1,260円
上記以外における交通捜査	840円

を

交通捜査	840円 (午後6時後翌日の午前6時前における交通捜査を含む場合に あつては、 1,260円)
------	--

に、

午後6時後翌日の午前6時前における交通捜査	840円
上記以外における交通捜査	560円

を

交通捜査	560円 (午後6時後翌日の午前6時前における交通捜査を含む場合に あつては、 840円)
------	--

に改め、同表の21

の項中「銃器又は銃器」を「銃器若しくはクロスボウ（以下「銃器等」という。）又は銃器等」に、「銃器を」を「銃

器等を」に、「銃器が」を「銃器等が」に改め、同表の

22の項中

1,100円

を

1,100円 (日没時から日出時までの間における警戒業務を含む場合に あつては、1,650円)

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

正 誤

令和5年3月31日付け京都府公報号外第13号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
1	下から13	「第10条」を「第10条の5」	「第2条—第10条」を「第2条の3—第10条の5」
5	上から27	木材	木竹

令和5年4月1日付け京都府公報号外第18号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
10	左	上から3	を次	の一部を次
		右	上から7	(31) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく漏えい等の報告及び本人への通知等、個人情報ファイル簿の作成、開示決定等並びに利用停止決定等
		上から14	(32) 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年京都府条例第32号）に基づく是正の申出の処理	(32) 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年京都府条例第32号）に基づく是正の申出の処理

		上から18	第16条を削る。 第15条の2を含む。 (見出しを「政策企画部企画統計課長」を「総合政策環境部各課長」に改め、同条に次の5項を加える。	第15条の2を削る。 第16条を次のように改める。 (総合政策環境部各課長の専行)第16条次に掲げる事項は、総合政策環境部各課長が専行するものとする。
11	左	上から10	第15条の2を第16条とする。 第17条(見出しを含む)中「文化スポーツ各課長」を「文化生活部各課長」に改め、同条第2項を次のように改める。	第17条(見出しを含む)中「文化スポーツ各課長」を「文化生活部各課長」に改め、同条第2項を次のように改める。